

平成 25 年 1 月 7 日

税理士 松丸会計事務所

\* 経営者、資産家のための税務・会計・経営・金融ミニ情報！

TEL 04-7141-5039

## 納期の特例の申請について 個人住民税でも特例適用可能です

毎月の給与から天引きされる税金として、源泉所得税・個人住民税がありますが、これらの税金は、給与支払者たる会社はその徴収した税額を翌月の 10 日までに納付しなければなりません。

この徴収した税金の納付について一定の要件を満たす場合には下記の特例制度が受けられます。

**【1】 制度の概要**

給与等の支給人員が常時 9 人以下の場合に、徴収した税額を半年分まとめて納付することが出来る制度です。

この納期の特例を受けるためには「**納期の特例に関する申請書**」を提出する事が必要となります。

**【2】 納付時期****① 源泉所得税**

その年の 1 月から 6 月に徴収した税額 . . . 7 月 10 日まで

7 月から 12 月に徴収した税額 . . . 1 月 20 日まで

**② 個人住民税**

その年の 6 月から 11 月に徴収した税額 . . . 12 月 10 日まで

12 月から翌年 5 月までに徴収した税額 . . . 6 月 10 日まで

※個人住民税の場合、前年の所得に基づき 6 月から翌年 5 月まで税金が徴収される為、源泉所得税と納期が異なります。

**【3】 留意事項**

納期の特例を受けることで納税事務負担が少なくなるメリットはありますが、半年分の預り税金を一括で納付する事になるので資金繰りに注意が必要です。源泉所得税の納付は、e-Tax を利用することで電子納税する事ができるため納税事務負担を考慮しなくても済みます。

(インフォメーション No351 参照)